

議案番号	件名	自由民主党														民主とつとり					公明党			無所属					賛成者数	反対者数	表決者数	議決結果	表決方法									
		入江議員	河上議員	鳥羽議員	森議員	山本議員	島谷議員	鹿島議員	浜崎議員	斉木議員	野坂議員	内田博議員	川部議員	広谷議員	中島議員	安田議員	語堂議員	東田議員	浜田一議員	福田議員	村上議員	坂野議員	浜田妙議員	尾崎議員	興治議員	伊藤議員	前田議員	前原議員						銀杏議員	玉木議員	前住議員	西村議員	山川議員	松田議員	福浜議員	市谷議員	
知事提案 第81号	職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	33	1	34	可決	起立	
議員提案 第1号	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	33	1	34	可決	起立		
議員提案 第2号	米国・イラン間の和平実現に向けて日本政府が停戦に向けた仲介者として主導的な外交を展開することを求める意見書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	12	22	34	否決	起立		
【請願・陳情】		委員長報告														委員長報告に対する賛否																										
請願 8年-2	政府に所得補償(直接支払い)制度の実現を求める請願 鳥取県議会から政府に対し、農家の生産を下支えする所得補償制度の確立を求める意見書を送付すること。	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	22	12	34	不採択	起立
陳情 7年-11	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情 夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。	研究留保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	23	11	34	研究留保	起立	
陳情 8年-1	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について 鳥取県議会から国に対して、非核三原則の堅持を求める意見書を提出すること。	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	22	12	34	不採択	起立	
陳情 8年-3	子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情 ※内容は、別紙を参照	趣旨採択 (措置済)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34	0	34	趣旨採択 (措置済)	起立	

※議案等の詳細については、鳥取県議会ホームページ(県議会の動き/定例会・臨時会の概要)をご覧ください。

【凡例】

賛否欄	「○」賛成 「×」反対 「議」議長 「副」副議長が議長の職務を代理 「棄」棄権 「除」除斥 「欠」欠席 「一」議場に不在であり、表決しなかった議員
-----	---

議決結果欄	議案は、「可決」「修正議決」「同意」「承認」「認定」「否決」「継続審査」「撤回承認」等の区分により記載しています。 請願・陳情は、「採択」「趣旨採択」「不採択」「研究留保」「審議未了」の区分により記載しています。 ※「趣旨採択」とは、願意が妥当であって、実現の可能性がある程度認められるが、願意どおりに認められないものをいいます。 ※(措置済)と記載があるものは、国又は執行部等において措置済みのため願意が概ね実現されており、議会として重ねて措置を講じる必要がないことを理由とするものです。
-------	--

陳情（新規）

受理番号	件名
8年-3	子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情
<p>▼陳情事項</p> <p>子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討に速やかに着手していただきたい。</p> <p>1 保育士と子どもの担当比率について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、全県の保育施設を対象に、国あるいは県の配置基準以下の保育施設の実態調査を行い、その原因を調査し、解決のための施策を研究すること。</p> <p>(2) 国や県の基準にこだわることなく、最新の知見などにに基づき、子どもの安全の確保を行い、子どもの発達を保障するあるべき保育士と子どもの担当比率を調査・研究し、その比率に達するための行動計画を策定すること。</p> <p>2 保育現場における休憩時間・有給休暇の自由な取得、サービス残業等について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、休憩時間・有給休暇の自由な取得が困難とされ、サービス残業等の労働基準法違反状態が発生している現状とその原因を調査すること。</p> <p>(2) そして、その改善施策と行動計画を検討・策定すること。</p> <p>3 保育士が保育に集中、専念できる条件の整備について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士がどの程度、保育に集中、専念できているのかに関する実態調査を行うこと。</p> <p>(2) そして、これらの実態調査に基づいて、保育に集中、専念できる条件整備計画を検討すること。</p> <p>4 保育士の高ストレス状況の改善について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士が業務のうえでさらされるストレスの実態とその原因と発生構造を調査・研究すること。</p> <p>(2) そして、その軽減策と行動計画を策定すること。</p> <p>5 保育の職場におけるハラスメントについて</p> <p>(1) 定期的な研修制度の整備及びその実施状況を検証する必要性について調査・検討すること。</p> <p>(2) 発生したハラスメントに対する、公平でプライバシーが守られる第三者機関の創設、相談、解決制度の整備及びその実施状況の検証体制を確立するための調査・検討をすること。</p> <p>6 保育士のスキル不足について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士に対する必要な研修体制のあり方について調査・検討すること。</p> <p>(2) 研修は、公費による義務化とし、有給で受講できることが求められているが、そのための方策について調査・研究すること。</p> <p>7 検討体制について</p> <p>以上の課題に関して、保育研究者、教育研究者、児童心理学者、保育行政担当者、保護者、子どもの権利に関する非営利団体等によって構成される、調査・研究委員会を立ち上げて、その成果を最大限活用する行動計画を立てること。</p>	